

船橋市都市計画マスタープラン (素案)

令和元年 8 月
船橋市都市計画課

— 目 次 —

序章	都市計画マスタープランの概要	1
1	都市計画マスタープランとは.....	2
2	策定の背景.....	3
3	計画の位置付け.....	3
4	計画の目標年次.....	4
5	計画の対象区域.....	4
6	計画の構成.....	5
7	市民とともに作るマスタープラン.....	6
1章	都市づくりの現況と課題	7
1	市の沿革.....	8
2	都市づくりの現況.....	9
3	都市づくりに関する市民意向.....	18
4	都市づくりの課題.....	19
2章	全体構想	23
1	都市づくりの理念.....	24
2	都市づくりの目標.....	25
3	将来都市構造.....	26
4	都市づくりの方針：土地利用.....	29
5	都市づくりの方針：市街地整備.....	34
6	都市づくりの方針：交通体系.....	36
7	都市づくりの方針：水と緑の環境づくり.....	40
8	都市づくりの方針：景観づくり.....	44
9	都市づくりの方針：防災まちづくり.....	46
10	都市づくりの方針：福祉のまちづくり.....	50

序章 都市計画マスタープランの概要

1 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、市町村が都市計画法（第 18 条の 2）に基づいて定める、まちづくり（都市づくり）に関する計画です。

住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、地域に密着した計画とするため、市民の意見を踏まえて定めるものです。将来の望ましい姿を図面や文章で示すほか、以下のような事項を定めます。

《都市計画マスタープランに定める事項》

- 土地の利用のあり方
- 市街地整備のあり方
- 道路や交通のあり方
- 水辺環境や公園や緑地のあり方
- 景観づくりのあり方
- 防災や防犯のまちづくりのあり方
- 地域の魅力づくりのあり方
- まちづくり推進のための方策

など

みんなが暮らしやすい
まちをつくるための
計画です



2 策定の背景

現行の「船橋市都市計画マスタープラン（以下マスタープランとする。）」は、平成13年2月に策定し、その後中間時点の見直しを実施し、平成24年3月に改定しています。

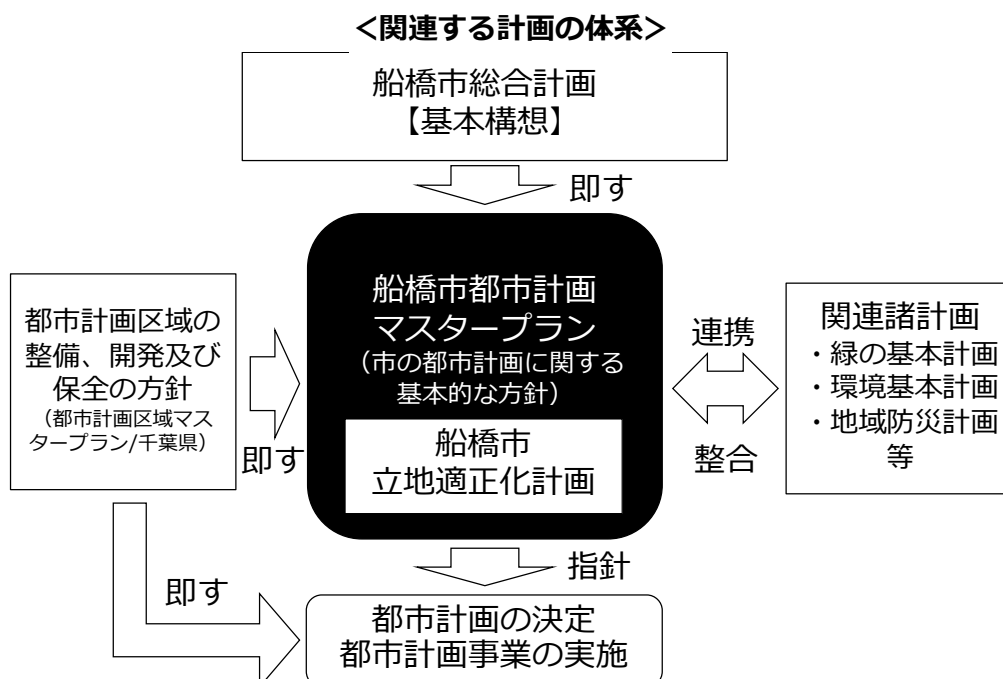
その後、全国的な人口減少・少子高齢化の進行や大規模災害の発生に伴う安全・安心に対する関心の高まり等を背景に、まちづくりに係る様々な法整備や制度改正が進められています。また、上位計画となる新たな船橋市総合計画の策定作業もスタートしています。

令和2年度に現行マスタープランの目標年次を迎えるとともに、こうした社会の動きへの対応や、上位計画との整合が図られた内容とするため、新たなマスタープランを策定します。

3 計画の位置づけ

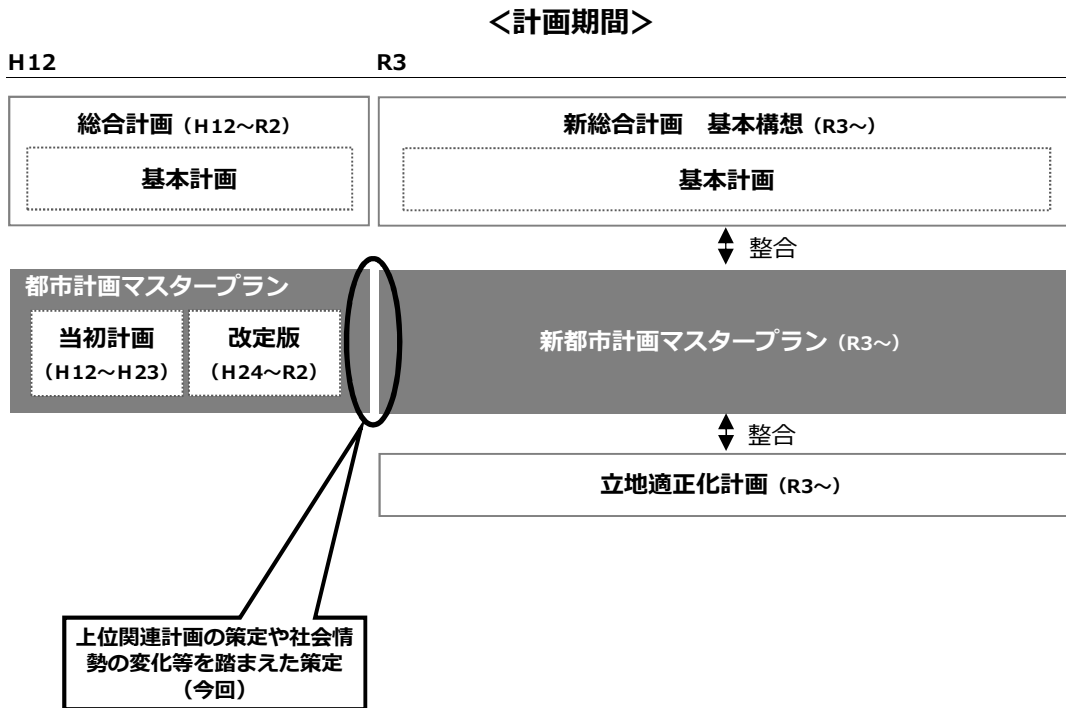
マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく計画であり、船橋市総合計画や千葉県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即しながら、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

なお、今回の策定は、人口減少・高齢化に対応したコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市づくりを進めるために新たに制度化された「立地適正化計画」の策定と併せて実施します。



4 計画の期間

計画期間は、総合計画（基本構想）及び立地適正化計画と合わせ、平成 33 年度からおおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で、総合計画の目標年次とあわせます。



5 計画の対象区域

計画対象区域は、船橋市全域とします。

6 計画の構成

新たに策定するマスタープランは、「第1章 都市づくりの現況と課題」、「第2章 全体構想」、「第3章 地域別構想」、「第4章 都市づくり推進のための方策」の4章構成とします。

■ 計画の構成（案） 各章の概要

序章 都市計画マスタープランの概要

- ・マスタープランの役割や位置づけ等の、計画書の前提となる事項や大まかな要点を示します。

第1章 都市づくりの現況と課題

- ・基礎調査や市民意向調査等の結果を基に、本市の都市づくりに関わる現況と課題を整理します。

第2章 全体構想

- ・並行して策定が進められている新たな総合計画を踏まえ、都市づくりの基本理念と目標を設定します。
- ・都市づくりの基本理念と目標の実現に向けて、将来都市構造を設定するとともに、都市計画に関連する分野別に全市的な都市づくりの方針を示します。

第3章 地域別構想

- ・市内を地域別に分け、現況と課題を整理します。
- ・全体構想の都市づくりの方針との整合に留意しながら、地域の意見を踏まえ、地域づくりの目標と目標の実現に向けた方針を示します。

第4章 都市づくり推進のための方策

- ・マスタープランの実現化に向けて、都市づくりの推進体制や手法等を整理します。
- ・マスタープランの進行管理について、評価・検証や見直しの考え方を整理するとともに、定期的な進行管理を行うための評価指標を設定します。

7 市民とともに作るマスタープラン

豊かで暮らしやすいまちづくりを進めるためには、住んでいるまちがこうなって欲しいという、市民のみなさんの願いや想いを反映させた計画とすることが必要です。

そこでマスタープランでは、策定段階から地域の良いところ、悪いところ、さらには、地域のまちづくりに至るまで、市民のみなさんから広くご意見を聴取できるよう以下のような機会を設け、いただいたご意見などを参考に策定してきました。

- アンケート調査
(市民アンケート調査、中学生アンケート調査、既往調査)
- 24 地区市民会議
- 地区別懇談会
- 原案説明会
- パブリック・コメント



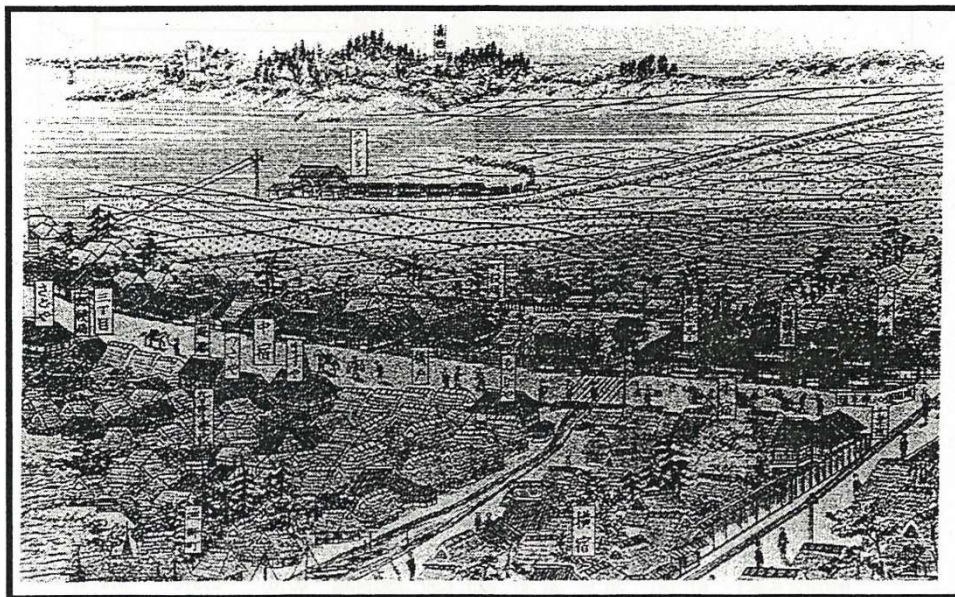
1章 都市づくりの現況と課題

1 船橋市の沿革

船橋市は、千葉県北西部に位置し、東は習志野市・八千代市、西は市川市、北は鎌ヶ谷市・白井市に隣接し、南は東京湾に面するという立地条件の下、京葉都市圏の中核都市として発展してきました。

明治 27 年の総武鉄道（現在の J R 総武線）、大正 5 年の京成電気軌道（現在の京成本線）の開通などにより「商業都市」として発展し、昭和 12 年に船橋町ほか 4 町村が合併して現在の船橋市が誕生しました。その後、昭和 10 年代後半の軍需工場の進出などを契機に工業化が進み、昭和 20 年代の臨海部の埋め立てにより臨海部と内陸部の双方に工場の集積が進む一方、昭和 30 年代から鉄道駅を中心に次々と大規模な住宅団地が造成され、急激な人口増加をもたらしました。また、昭和 40 年代の東京メトロ東西線の開業、さらには商業の急激な集中発展により市街地の構造は大きく変ぼうするに至りました。

そして、昭和 50 年代後半から急激な人口増加も徐々に収まり、その後のバブル経済の崩壊、少子・高齢化の進展、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地球規模の環境問題の深刻化などが進むなか、市民の定住化傾向も高まり、恵まれた鉄道網の中の「住宅都市」として発展する一方、従来から人・物、情報などの行き交う中で蓄積された交通、商業、港湾などの機能、市域北部に残る良好な自然と農地、総武線及び京葉線沿いの一大商業地及び臨海部の工場や港湾などにより本市独特の魅力を形づくり、活気に満ちたまちとしてさらなる発展が期待されているところです。



総武鉄道開通直後の船橋

2 都市づくりの現況

(1) 人口

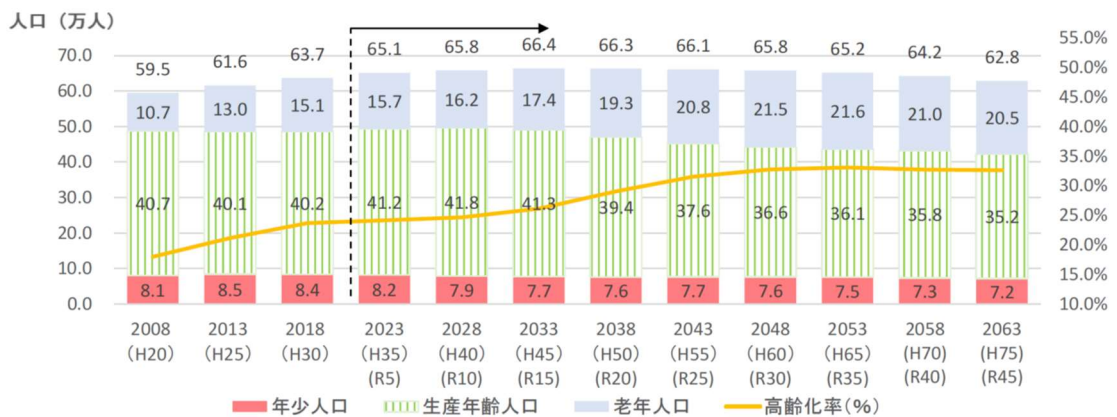
本市は、依然として人口が増加しており、自然増減は増加幅が徐々に減少していますが、社会増減は増加傾向にあります。

市全体で人口が増加傾向にある中で、習志野台や八木が谷地域は微減傾向にあります。また、これらの地域を含む市東側地域は、将来人口の減少が大きく、人口配置に偏在が見られます。人口推計調査報告書では、市全体で見ると2033年にピークをむかえ、その後減少局面に入ると予測されます。

年齢別の人口動向を見ると、他都市に比べて15歳未満人口の増加が高く、65歳以上人口の増加は低くなっています。しかし、将来的には高齢化率は30%を超えると予測されます。

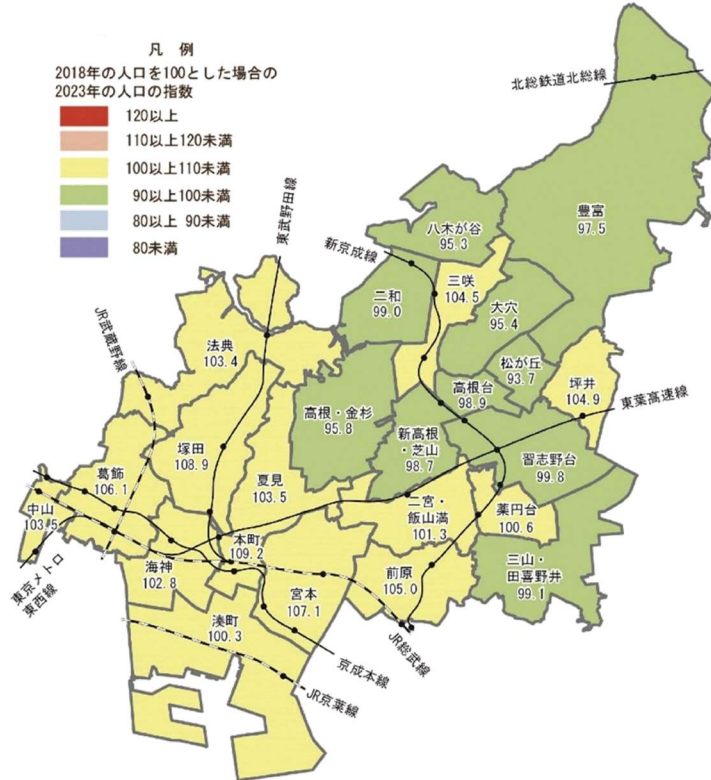
人口密度は、鉄道沿線において高く、特に船橋駅・西船橋駅周辺の密度が高くなっています。将来的には、市北側の地域から徐々に密度が低下し、比較的高い密度が維持されるのは、本町・葛飾・前原地域等の鉄道沿線既成市街地に限られてくると予測されます。

《 本市の人口推移 》



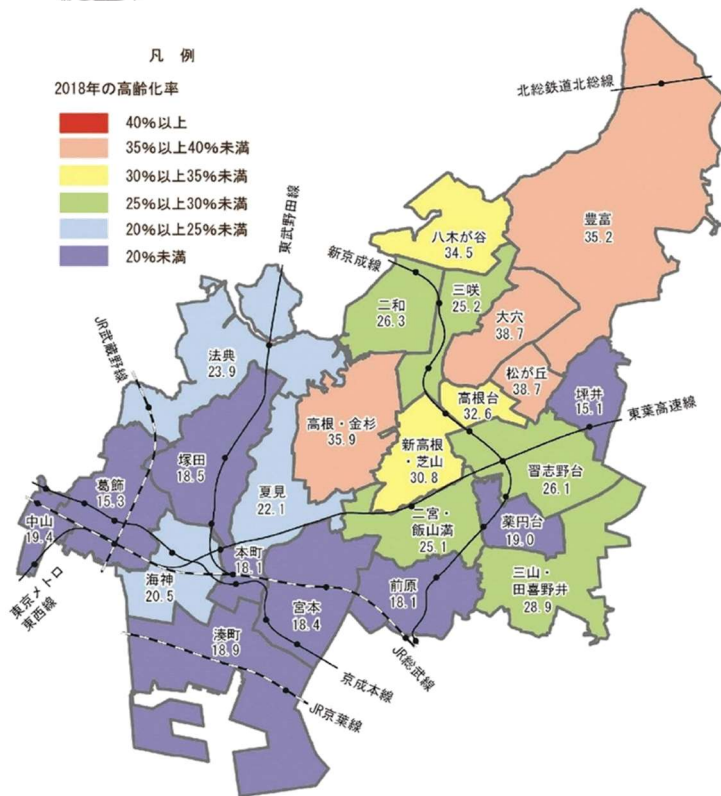
出典：人口推計調査報告書（令和元年5月）

《 24 地区コミュニティ別の人口増減件数（2018年⇒2023年） 》



出典：人口推計調査報告書（令和元年5月）

《 24 地区コミュニティ別の高齢化率（2018年） 》



出典：人口推計調査報告書（令和元年5月）

(2) 産業

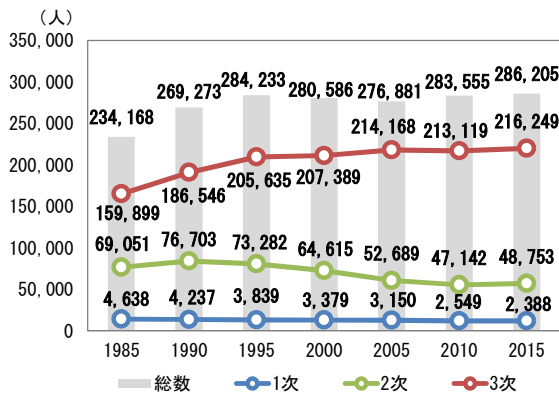
本市の総就業者数は約 28.6 万人で、産業別では第 3 次産業が約 21.6 万人(約 81%) となっており、就業者比率は首都圏の中核都市よりもやや高くなっています。

工業については、事業所数は減少傾向にあります。平成 28 年の製造品出荷額等は過去 10 年の中で最も多く、県内で 5 位の 6828.7 億円となっております。

広域的な道路ネットワークの充実と、それに伴う物流拠点立地傾向の変化(近年は圏央道等のインターチェンジ周辺への立地が増加)を背景に、群馬県や埼玉県、新潟県や東北地方等のより広域的な物流が増加しています。

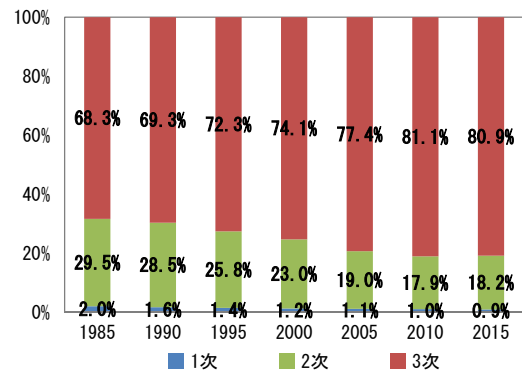
商業については、事業所数及び従業者数は平成 11 年以降減少傾向にありましたが、商店数は平成 28 年に、従業者数は平成 26 年に増加傾向に転じています。年間販売額は平成 11 年の調査から増減はあるもの、おおよそ横ばいを推移しています。

《 就業者数の推移 》



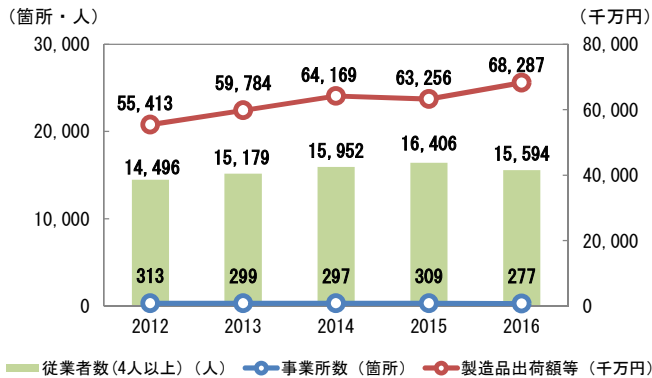
出典：国勢調査(各年 10 月 1 日時点)より作成

《 就業者人口構成比の推移 》



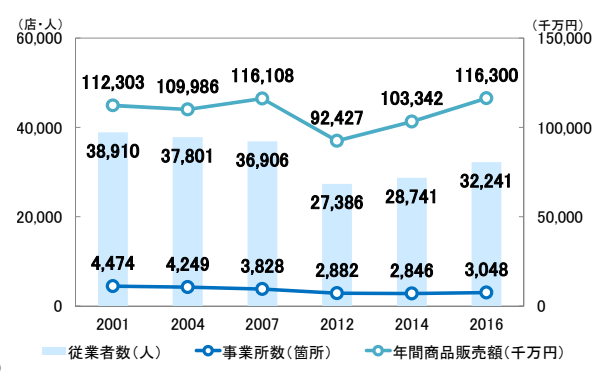
出典：国勢調査(各年 10 月 1 日時点)より作成

《 工業(製造業)の推移 》



出典：工業統計調査より作成

《 商業(卸売・小売業)の推移 》



出典：2001 年～2007 年は商業統計調査、2012 年～2016 年は経済センサス基礎調査より作成

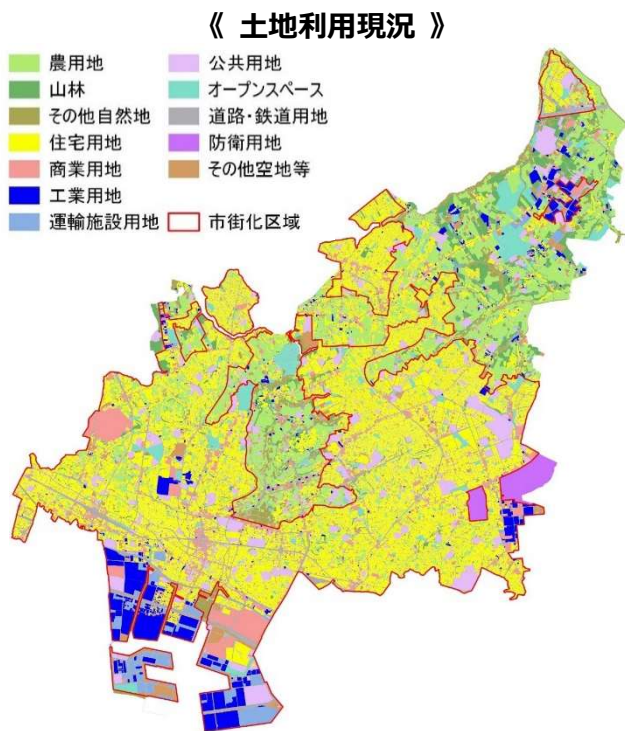
(3) 土地利用

鉄道駅を中心として市街化が図られ、その周辺を含めた箇所が市街化区域として指定されてきたまちの成り立ちがある中で、市街化区域はほぼ全域が DID 区域で、かつ、市域の 6 割を占める面積の中に 9 割強の住民が居住しており、一定程度コンパクトな市街地が形成されています。

一方で、近年は市街化区域縁辺部の市街化調整区域における開発が進み、鉄道駅から比較的遠い箇所での市街化が進んでいます。

工場・社宅等の跡地においては、マンションや大規模商業施設への土地利用転換が進行しています。

生産緑地地区が広く分布する地域（葛飾、法典、前原、習志野台、八木が谷 等）があり、市全体の指定面積（平成 30 年 12 月末時点）は千葉県内で最も大きいです。



《 宅地等開発状況 》

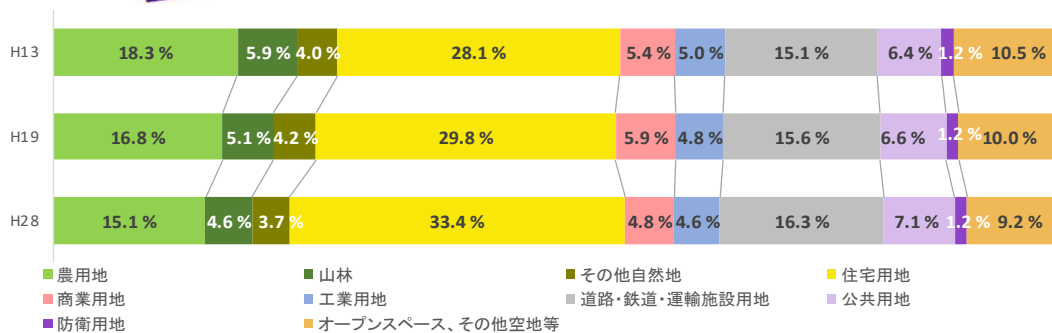
- ・平成 13 年に既存宅地制度の廃止、条例に定める開発行為の追加
- ・平成 20 年に条例改正

■ 宅地等開発の割合（件数）

	市街化区域	市街化調整区域
S45～H13年	83 %	17 %
H14～H20年	43 %	57 %
H21～H27年	54 %	46 %
H27～H30年	47 %	53 %

※各年の割合をもとに下記期間内での平均値を算出

出典：船橋市宅地課データ（平成 30 年度）より作成



出典：都市計画基礎調査（平成 28 年度）より作成

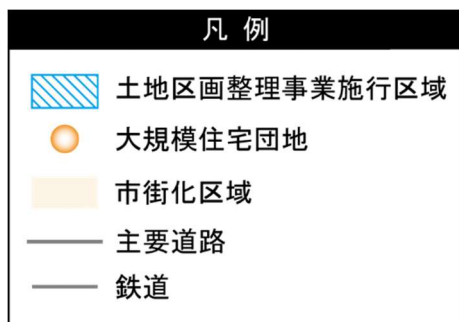
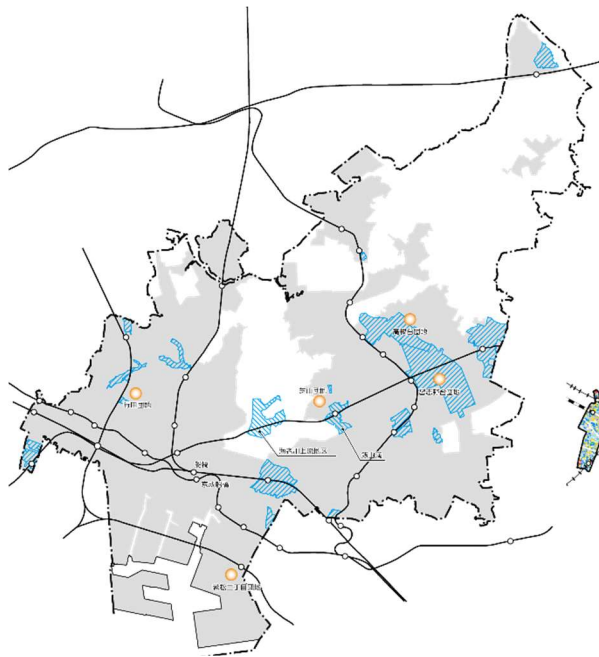
(4) 市街地整備

船橋駅周辺は、市街地再開発事業により、土地利用の高度化や都市基盤整備が進められ、まちの中心となる商業・業務地が形成されています。しかし、道路の幅員が狭く、木造住宅が密集するような箇所も見られます。

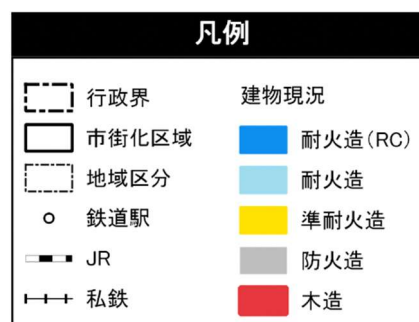
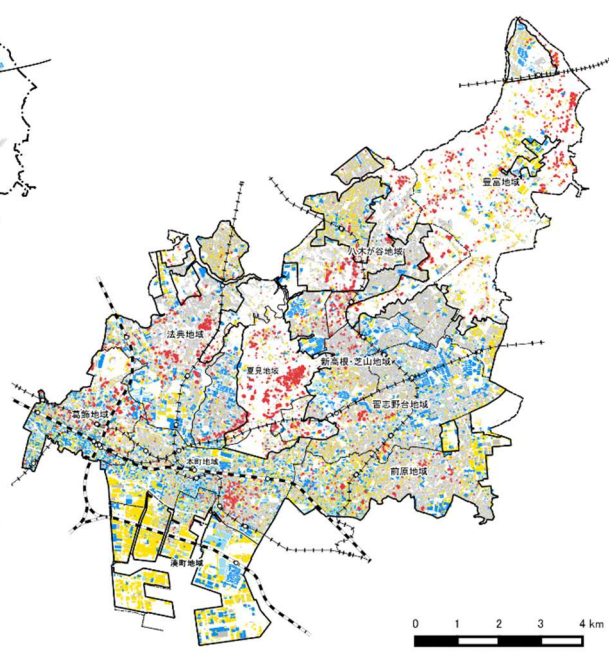
平成の年代に全線開通した鉄道沿線（北総線、東葉高速線）では、土地区画整理事業による駅を中心とした計画的市街地形成が進められています（完了：小室、坪井 事業中：飯山満）。海老川上流地区においても、新駅設置も含めた計画的な新市街地形成が検討されています。

建て替えの時期を迎える住宅団地が多く、局所的に顕著な高齢化が進行しています。

《 市街地開発事業等の状況 》



《 建物構造の状況 》



出典：都市計画基礎調査（平成 28 年度）より作成

(5) 交通体系

東京外かく環状道路の千葉県区間の開通（H30年）や谷津船橋インターチェンジの供用開始（H25年）等によって広域ネットワーク機能が向上し、広域圏での人・物の交流が容易になりました。

このような中で、幹線道路の整備、及びバイパスの早期事業化促進の国や県への要望等を行いながら、道路ネットワークの構築を図っていますが、未整備路線・区間となっている都市計画道路が存在し、道路のネットワークが構築されていない状況です。船橋駅周辺に集まる東西の道路網を中心に、慢性的な渋滞が生じています。

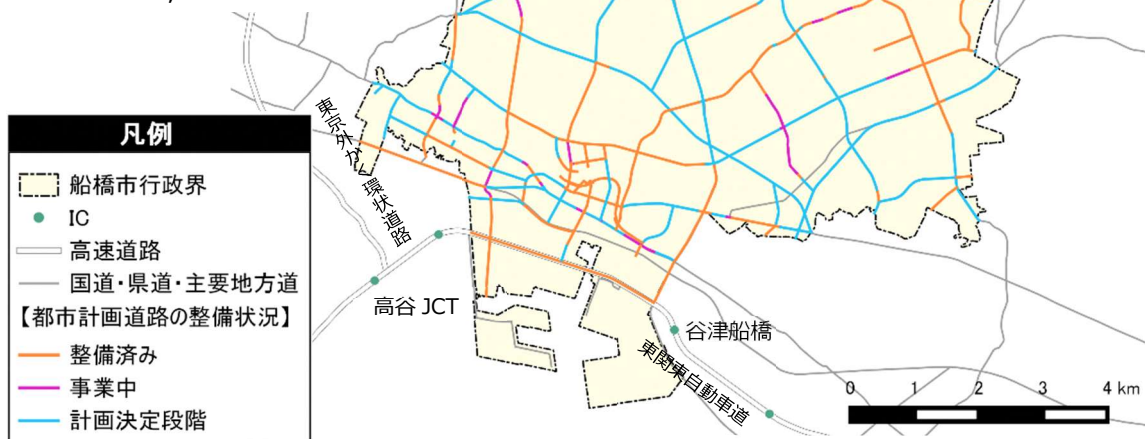
公共交通沿線の人口密度が高く、優れた公共交通ネットワークを有した都市構造が形成されている点が強みですが、将来的には路線バス等の沿線人口が減少し、現状の運行サービス水準が低下することが予想されます。また、北側地域（豊富地域、八木が谷地域）の一部において公共交通空白地域が存在しています。

鉄道利用は増加していますが、バス利用は減少しています。また、移動は、鉄道、自動車、徒歩、二輪車、バスの順で多く、徒歩を選択する人が比較的多い状況です。

《 広域幹線道路、都市計画道路の整備状況 》

		H21年	H30年
		延長 (m)	延長 (m)
自動車専用道路	計画	3,490	3,490
	整備	2,350	2,393
幹線道路	計画	121,200	121,200
	整備	46,501	51,713
区画街路	計画	3,490	3,490
	整備	2,023	3,166
合計	計画	128,180	128,180
	整備	50,874	57,272

整備延長：6,398m 増加



出典：船橋市都市計画課資料（平成30年4月1日時点）、国土数値情報

(6) 水と緑

本市には、中小河川が形成する谷津地形における斜面林、市民の森、三番瀬等の貴重な自然が存在します。しかし、樹林地や田畑などの緑地が減少しており、動植物の生息環境の減少、ヒートアイランド現象の進行、雨水浸透面積減少による集中豪雨発生時の洪水などのリスクの増加が予測されます。

ふなばし三番瀬海浜公園や船橋港親水公園などを除くほとんどの水際線が港湾施設、流通施設、工場等で占められており、海を身近に感じられる場が限定されています。

公園の整備等により、都市計画決定された公園・緑地数や、市民一人当たりの都市公園面積が増加しているものの、他都市に比べると低い水準にあります。街区公園の整備が進んでいるものの、近隣公園・地区公園の整備は不足しています。

下水道処理人口普及率は86%（H30年4月1日時点）であり、急速に普及が進んでいます。

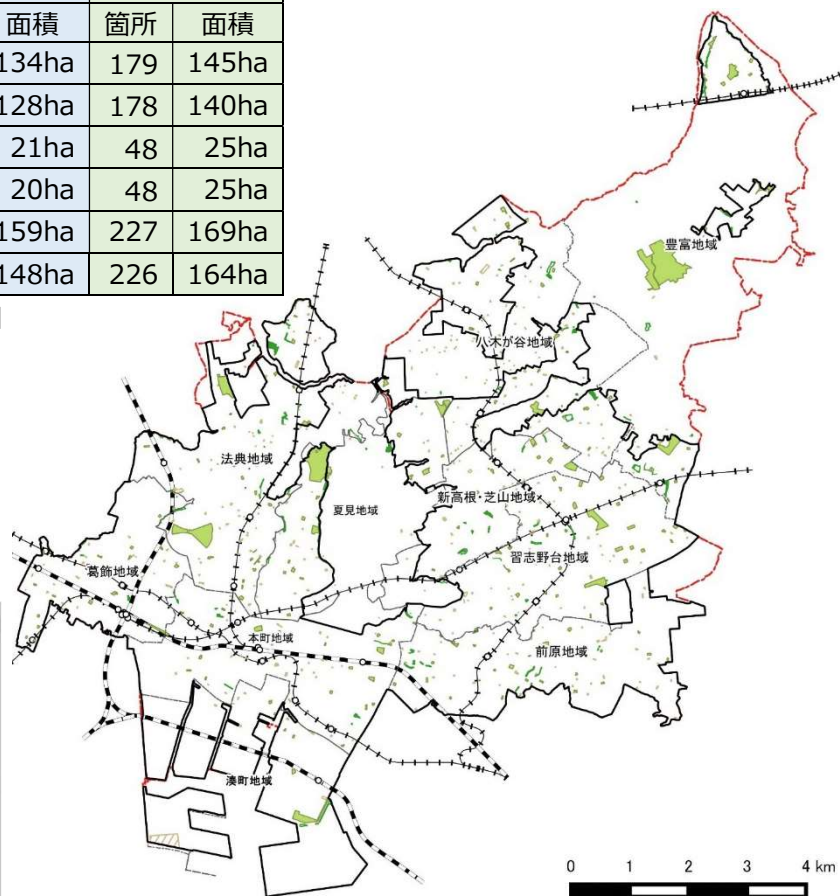
《 都市公園の整備状況図 》

		H21年		H30年	
		箇所	面積	箇所	面積
都市公園	計画	162	134ha	179	145ha
	開設	161	128ha	178	140ha
都市緑地	計画	36	21ha	48	25ha
	開設	36	20ha	48	25ha
合計	計画	198	159ha	227	169ha
	開設	197	148ha	226	164ha

開設箇所：29箇所増加

開設面積：16ha増加

凡例	
	行政界
	市街化区域
	地域区分
	鉄道駅
	JR
	私鉄
	都市公園(都市計画決定)
	都市緑地(都市計画決定)
	都市公園(都市計画決定外)
	都市緑地(都市計画決定外)



出典：公園緑地課 GIS データ（平成 31 年 2 月時点）より作成

(7) 景観

街道沿いの街並みや宿場町などの歴史を感じるたたずまい、良好な斜面緑地やふるさと感じさせる農村風景など、地域固有の優れた景観が残されています。臨海部には貴重な三番瀬のほか、船橋港や親水公園が整備され、個性的な水辺の景観が形成されています。

都市化の進行により、これらの地域固有の優れた自然的な景観が、都市的な景観に変化していくことが予想されます。市街化区域縁辺部における開発により、周辺の自然や田園空間と調和しない景観が見られます。駅周辺等は、都市景観が形成されている中で、周辺と調和しない屋外広告物等が見られます。臨海部は、水際線の多くが港湾施設、流通施設、工場等で占められており、海を身近に感じられる場が限定されています。

(8) 防災

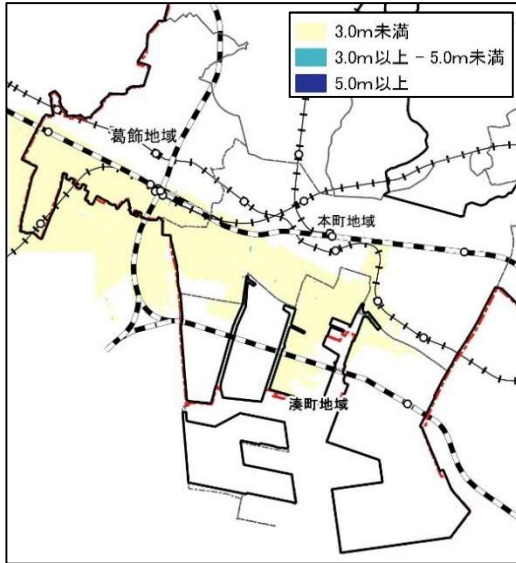
台風や大雨などの際は、洪水浸水想定区域図や高潮浸水想定区域図により、広範囲に及ぶ浸水被害が想定されています。

市内には、住宅が密集し道路等の整備が不十分な地区が存在しており、火災発生時の延焼や建物倒壊により避難が困難になる可能性が想定されます。

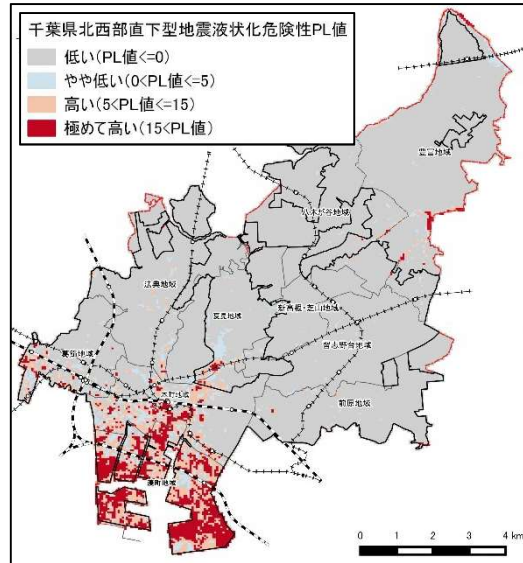
巨大地震が発生した際には市全域で大きな揺れが想定されますが、民間の建物の中には、旧耐震基準で整備された建物が存在します。緊急輸送道路に指定されている都市計画道路等は、未整備区間が存在し、災害発生時の円滑な復旧・復興に支障が出ることが予想されます。また、総武線沿線や臨海部では液状化、湊町地域では津波による浸水被害も想定されています。

土砂災害の危険性が高い箇所は市街化調整区域等に点在していますが、広範囲で危険性が高い地域は見られません。

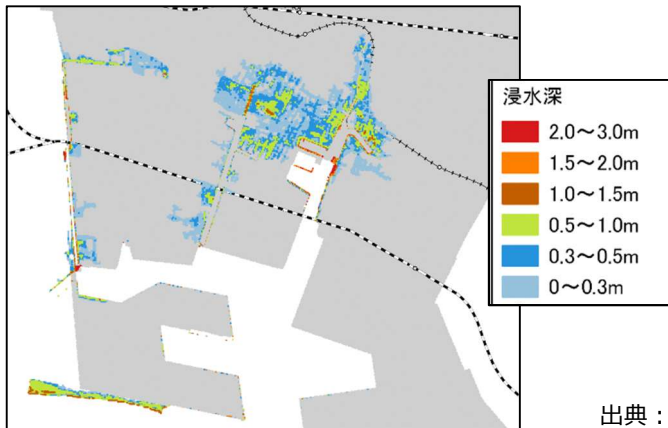
《江戸川及び利根川浸水想定区域》



《千葉県北西部直下型地震液状化危険性 PL 値》



《津波浸水（南海トラフ巨大地震想定）》



出典：船橋市危機管理課データ(平成 31 年度)

(9) 福祉

介護福祉機能・子育て機能・医療機能・教育・文化機能は、地域について若干ばらつきがあるものの、市内各所生活に身近な場所に満遍なく配置されています。しかし、少子高齢化が進んでおり、将来的には医療・介護等の福祉施設の不足が想定されます。また、高齢者等の移動を支える公共交通の重要性が高まることが予想されます。

一方で、本市は、他市町村に比べ 15 歳未満の人口増加率が高くなっています。女性の就業率が上昇を続ける中、今後、共働きの子育て世代の一層の増加が予想されるため、働きながら子育てできる環境整備の重要性が高まっています。

また、外国人流入人口が増加傾向にあるため、誰もが利用しやすい環境整備の重要性が高まることが予想されます。

3 都市づくりに関する市民意向

同時期策定の総合計画の策定にあたり実施した市民アンケート調査及び24地区市民会議や、既往の市民意識調では、以下のような市民意向が挙げられました。

(1) 市民アンケート調査

実施時期：平成30年9～10月
総回答数：2,541人

■ 主な意見

将来望むまちのイメージ (上位項目)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 災害や犯罪の少ない安心・安全に暮らせるまち (70.4%) ◇ 医療機関や保健サービスが充実したまち (50.2%) ◇ 高齢者や障害者などが自立して生活できる福祉が充実したまち (39.9%)
今後特に力を入れてほしい分野 (上位項目)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 防災・減災 (48.5%) ◇ 道路の整備・維持 (46.3%) ◇ 防犯 (41.0%) ◇ 医療 (39.5%)

出典：船橋市の新しいまちづくりに向けた市民アンケート調査報告書(平成31年3月)

(2) 平成30年度市民意識調査

実施時期：平成30年7～8月
総回答数：1,369人

■ 主な意見

定住意向	<p>市民の定住意向が高く、住みたい理由として 「鉄道など交通機関が多く、通勤・通学に便利」 「日常の買い物に便利」 が突出（住み続けたいとしばらく住み続けたい計86%）</p>
------	---

出典：平成30年度市民意識調査報告書

(3) 24地区市民会議

実施時期：平成31年1～2月
参加者数：298人

■ 主な意見

意見の多い分野 (上位項目)	<p>「都市整備（道路、都市計画、公園、住まい等）」 「市民活動（市民協働、コミュニティ活動等）」 「安全（消防、防犯・防災）」の順が多い。</p>
主なキーワード	<p>「つながり」がキーワードの1つ (例えば、住民や地域間、庁内の各課間、市外とのつながり)</p>

出典：24地区市民会議実績報告書(平成31年3月)

4 都市づくりの課題

本市の都市づくりの現況及び市民意向を基に、都市づくりの課題を以下のとおり整理しました。

(1) 人口、産業

- 全市的に人口増加基調ですが、将来的には人口減少が見込まれています。全国的な動向と同様に、本市も将来的に人口が減少すると、それに伴って市街地の低密度化、日常生活に欠かせない施設の撤退・利便性の低下、税収減少が予想されます。
- 全国的な人口減少により国内マーケットが縮小する中で、本市についても将来的に予測されている人口減少によって、産業活動の衰退や都市の賑わい・活力の低下が予想されます。

(2) 土地利用

- 住宅分野の市民の満足度は比較的高く、今後も多様なニーズに対応した住宅地形成が求められています。しかし、市街化調整区域での開発が進む状況がこのまま続くと、保全すべき自然環境・農地等への影響、市全体のインフラ維持にかかる費用の増大等が予想されます。
- 商業の衰退により、日常の買い物に不便を感じる人の増加や、市民が集い賑わう場所が少なくなり、まちの魅力が低下することが懸念されます。また、市民が集い賑わいの創出が期待できる南船橋駅周辺等においては、低未利用地の状態が長らく続いていることから、まちの拠点としてふさわしい土地利用を進める必要があります。
- 工業分野は、船橋市商工業戦略プランに基づく、付加価値の高い工業地の形成に取り組んでいますが、工場・社宅等が立地する工業系用途地域の土地利用転換がこのまま続くと、良好な操業環境が失われることが予想されます。臨海部は、谷津船橋インターチェンジや東京外かく環状道路等優れた交通インフラが周辺に存在するため、操業地としてのニーズが非常に高まっていますが、土地利用上の制約があることからニーズに応えられない状況です。本市の産業振興の基盤が失われると、都市の活力低下が予想されます。
- 農業分野は、船橋市農業振興計画に基づき適正な農業の持続的発展を推進していく中で、市民意向を見ると耕作放棄地の解消が特に求められています。都市部においては、将来的に生産緑地地区の一斉解除が想定され、人口増加が続くことも見込まれることから、市街地における潤いある空間の喪失が予想されます。
- 市街化の進展や住民ニーズが変化している中で、公共施設サービスを受けづらい地域が広がることが懸念されます。

(3) 市街地整備

- 人口増加が続くことが見込まれる中で、受け皿となる住宅基盤の計画的な整備が進まないと、将来的に人口減少へ転じた時に持続可能性の低い都市構造となることが予想されます。
- 船橋市においても既に世帯数を住宅数が上回っており、将来的に空家のさらなる増加が予想されるため対策が特に求められています。
- 地震発生時に危険と思われる箇所があると感じている方が多くいます。「道路が狭く、複雑に入り組んでいる場所」「老朽化した木造家屋が密集している場所」は、特に危険性が懸念されています。これらに該当する地区は、災害時に延焼危険性と避難困難性が生じる恐れがあります。
- 建て替えの時期を迎える住宅団地の更新が進まないと、局所的に顕著な高齢化が進行し、団地内及び周辺的生活利便施設や公共交通の維持が困難になることが予想されます。このように住環境が悪化すると、新たな居住者の流入が困難になり、空家の増加やコミュニティの弱体化が急速に進むことが予想されます。

(4) 交通体系

- 幹線道路の整備、及びバイパスの早期事業化促進の国や県への要望等を行いながら、道路ネットワークの構築を図っていますが、未整備路線・区間となっている都市計画道路が存在し、道路のネットワークが構築されていないため、渋滞の発生や住宅地への通過交通の流入等が予想されます。また、渋滞の発生により、バスの定時性が低下し、利用者減少が進むことも予想されます。
- 東京外かく環状自動車道の千葉県区間の開通や谷津船橋インターチェンジの供用開始等によって、広域ネットワーク機能が向上しています。結節点となるインターチェンジ等の周辺では、自動車交通の増加による渋滞の発生が予想されます。
- 市民意向を見ると、道路分野は、全分野の中で満足度が最も低く、渋滞対策が特に求められています。
- 公共交通沿線の人口密度が高く、優れた公共交通ネットワークを有した都市構造が形成されている点が強みですが、市民の公共交通に対する満足度は低い状況です。将来的には路線バス等の沿線人口が減少し、現状の運行サービス水準が低下することが予想され、満足度も低下することが予想されます。
- 鉄道利用は増加していますが、バス利用は減少しています。市民意向ではバスのサービス水準の向上が求められていますが、利用者数の減少が続くと、サービス水準の低下や公共交通不便地域の増加などが予想されます。
- 市民意向では交通結節点となる駅の利便性・安全性向上が求められていますが、バスが乗り入れ可能な駅は限られています。主要ターミナル駅にバスが集中することで利便性や定時性が低下し、利用者減少が進むことが予想されます。
- 市民意向を見ると、都市基盤整備の満足度は低く、その中でも歩行者・自転車のための空間整備が特に求められています。

- 駅周辺の駐輪場は、十分な収容台数が確保されていない駅があります。また、駐輪場ごとの利便性により利用率が異なるため、放置車両や予約待ちが発生している状況です。放置車両により歩道利用環境の悪化等が懸念されます。
- 市街化の進展や住民ニーズが変化している中で、バスなどの公共交通の空白地域が広がること懸念されます。

(5) 水と緑

- 公園の整備に取り組んでいますが、依然として市民一人当たりの公園面積は不足しており、市街地における防災・減災に寄与する空間の不足などが課題となっています。市民意向を見ると、身近な公園の整備及び既存機能の充実、公園・緑地分野の中で特に求められています。
- 市民意向では、身近に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の整備・充実が求められています。健康の維持・増進や暮らしを豊かにする役割を持つレクリエーション空間が少ないと、全国的な人口減少社会の中では、流入人口の減少や流出人口の増加につながることを予想されます。
- 自然環境保全の分野では、都市との調和が特に求められていますが、都市環境を保全する役割を持っているまとまりある樹林地や田畑などの緑地が減少しており、動植物の生息環境の減少、ヒートアイランド現象の進行、雨水浸透面積減少による集中豪雨発生時の河川からの逸水や内水氾濫などのリスクの増加が予測されます。
- ふなばし三番瀬海浜公園や船橋港親水公園などを除くほとんどの水際線が港湾施設、流通施設、工場等で占められており、市民が海を身近に感じられる場が限定されています。潤いを感じられる空間の保全・創出が求められています。
- 市街化区域における下水道整備の早期完了が求められています。
- 市街化調整区域においても人口密度が高い住宅地が存在するため、適正な汚水処理推進の観点から下水道整備が求められています。
- 市内の流域における健全な水循環への改善が求められています。

(6) 景観

- 都市化の進行により、歴史を感じる佇まい、ふるさとも感じさせる農村景観、広がりのある空と海を臨む臨海部など、地域固有の優れた自然的な景観が、都市的な景観に変化していくことが予想されます。
- 駅周辺等の商業地などにおいては、周辺と調和しない建築物や屋外広告物、電柱や電線類、ゆとりのない歩行者空間などが見られ、賑わいある商業地景観の阻害が予想されます。
- 臨海部は、工場等が立地する工業地の景観が広がっており、水辺の景観を感じられる場所が限られている状況です。

(7) 防災

- 台風や大雨などの際は、洪水浸水想定区域図や高潮浸水想定区域図により、広範囲に及ぶ浸水被害が想定されています。
- 災害発生時には、人口や都市機能の集積性が高い箇所においても被害が生じることが予想される中で、市民意向を見ると、防災・減災分野は、今後特に力を入れてほしい分野の最上位に挙げられており、減災の取組が特に求められています。
- 災害の発生によって想定されている被害や、避難方法・場所・避難経路等の情報周知が図られていないと、被災による被害が拡大することが予想されます。
- 民間の建物の中にも、旧耐震基準で整備された建物が存在する中で、市民意向を見ると減災の取組である住宅の耐震化に対する支援が求められています。
- 緊急輸送道路に指定されている都市計画道路等は、未整備区間が存在し、災害発生時の円滑な復旧・復興に支障が出ることを予想されます。
- 木造密集住宅地は、火災発生時の延焼や建物倒壊により避難が困難になる可能性があります。
- 土砂災害の危険性が高い箇所は、大雨が降り続いた際などは、がけ崩れによる被害が想定されます。

(8) 福祉

- 福祉分野に対する市民の満足度は、不満と感じている割合が少ないですが、少子高齢化が進んでおり、将来的には医療・介護等の福祉施設が不足し、満足度の低下が予想されます。また、高齢者等の移動を支える公共交通の重要性が高まることが予想されます。
- 少子高齢化が進んでいるものの、他市町村に比べ15歳未満の人口増加率が高くなっています。女性の就業率が上昇を続ける中、今後、共働きの子育て世代の一層の増加が予想されるため、働きながら子育てできる環境整備の重要性が高まっています。
- 外国人流入人口が増加傾向にあるため、誰もが利用しやすい環境整備の重要性が高まることが予想されます。
- 人口配置の東西による偏在がこのまま続くと、現在の都市機能配置との不整合が生じることが予想されます。変化した人口配置に合わせて施設の移転が必要になり、これまで整備してきた公共施設の活用が困難になると、財政負担が大きくなることを予想されます。

2章 全体構想

1 都市づくりの理念

都市づくりの理念は、「総合計画」の基本構想に示される「理念」「将来都市像」を踏襲し、一体となって取り組むことで、実現を目指します。

《 都市づくりの理念 》

※新たな総合計画の理念が公表された後に、内容を差し替え予定

《 参考：現行の総合計画に示される“まちづくりの基本理念” 》

「まち」は、単に「ひと」が住むためだけの場所ではありません。「まち」は人々が暮らし、働き、学び、憩うなど、さまざまな生活が繰り広げられる「場」であり、私たちの日々の営みを支えながら新しい文化を築き、子どもや孫たちの世代へと歴史を刻み続けていきます。

「まち」の主役は市民一人ひとりであり、先人や私たち市民が「まち」をつくり発展させてきました。

船橋市は、いつの時代にあっても、先人から引き継いできた歴史や風土に根ざしながら、市民一人ひとりがその能力を十分活かし、希望と生きがいを育んでいく「まち」でありたいと願っています。

そのためには、子どもから高齢者まですべての市民が一人の人間として尊重され、お互いの個性を認めあい、支えあい、助けあう中で生きがいを持って暮らすことのできる、「ひと」と「ひと」とがふれあう心のかよった地域社会を構築していくことが必要です。

本市は、前面に「海」、内陸部に豊かな「緑」という恵まれた自然環境の中で、昔から農漁業や商工業が、盛んなまちとして栄え、首都圏の中でも大きな特長を持った都市といえます。

このような特長を活かして、「自然」と「都市」と「ひと」との調和を保ち、すべての市民が心と心の交流を図りながら、生き生きとした生活を営み、船橋に住むことを誇りと感じ、いつまでも住み続けたいと思えるようなまちづくりを進め、次の世代へ誇りを持って引き継いでいける、温かな心に満ちた「ふるさと・ふなばし」を目指します。

このようなまちづくりの基本理念を踏まえ、本市のまちづくりの目標を、

「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」

と定めます。

2 都市づくりの目標

都市づくりの目標は、都市づくりの理念市の現況や将来見通し、船橋市の新しいまちづくりに向けた市民意向を踏まえて、以下のとおり設定します。

※今後、新たな総合計画において示される基本理念や将来都市像等を踏まえ、適宜更新・修正します。

《 都市づくりの目標 》

交流により発展し便利で住みよい都市づくり

個性豊かで魅力ある拠点の形成を通じて、市内外から人が集まり、活発な都市活動や交流が行われる都市づくりを目指すとともに、交通環境が充実し、日常の買い物などが便利で住みよい都市づくりを目指します。

誰もが安全・安心・快適に暮らせる都市づくり

自然災害や犯罪などからかけがえのない命を守り、多様な人々がゆるやかにつながら安心して暮らせる都市づくりを目指すとともに、未来を担う子どもや高齢者、障害のある方を含む、誰もが快適に暮らせる都市づくりを進めます。

自然と人と産業が調和した都市づくり

恵まれた自然の特性を尊重しながら、地域が持つ魅力を生かし、身近なみどりと調和した潤いが感じられる住宅地やにぎわいある商業地、都市活力を創出する工業地など、将来にわたって個性ある地域が調和し、低炭素社会に配慮した都市づくりを目指します。

3 将来都市構造

検討中

《 将来都市構造図 》

検討中

4 都市づくりの方針：土地利用

(1) 基本的な考え方

交通利便性を生かし、都市機能の維持・誘導を図ることで、便利でにぎわいのある市街地を形成します。

将来の人口減少を踏まえて、無秩序な市街化の抑制とともに、鉄道駅周辺への都市機能の誘導と居住を促進すべき区域の明確化とその実現に向けた取組みを推進します。

市街化調整区域においては、良好な自然環境や営農環境との調和を図り、地域特性に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります。

(2) 都市づくりの方針

1) 住宅地の形成方針

① 住宅地

- 継 ● まちの活動を支える様々な人々がいつまでも住み続けられるように、質の高い住宅の供給を誘導します。また、良好な住環境の維持を図るとともに、一定の居住水準を満たすよう既存の住宅の改善、建て替えなどを誘導し、住環境の向上に努めます。
- 継 ● 都市基盤施設の整備や中高層建築物などの建築に際しては、周辺地域と調和のとれた街並みの形成に配慮し、これまで培われてきた良好な住環境の保全に努めます。
- 継 ● 高度地区制度の運用により、低層住宅と中高層住宅との均衡を図るとともに、地区計画制度の活用により、地域の特性に応じた個性あるまちづくりを推進します。
- 継 ● 計画的に開発された住宅地においては、地区計画制度や建築協定などの手法を活用し、良好な住環境の保全に努めます。
- 変 ● 道路などの都市基盤整備が不十分で、木造の建築物が密集した既存の住宅地においては、木造密集住宅地基本方針などを定め、住環境の改善と防災機能の向上を図ります。
- 継 ● 自然発生的に形成された住宅地においては、現在の良好な住環境は維持しつつ、市民と行政の適正な役割分担による住環境の向上に努めます。

【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

② 住工混在地

- 変 ● 工場と住宅が混在する地区においては、生活環境問題への対策などを検討しながら住環境と工場の操業環境が調和した市街地の形成を図ります。
- 変 ● 市街地における大規模工場跡地については、周辺地域とのまちづくりとの一体性に努めつつ、地区計画制度の活用などにより、住工が共に発展できるよう、きめ細やかなまちづくりを行います。
- 変 ● 住宅地としての利便が欠くことがないよう、既存ストックを最大限に活用し、バランスのとれた誰もが暮らしやすい居住環境づくりを図ります。



山手地区

③ 新たな住宅地

- 変 ● 新しい住宅地の形成にあたっては、高齢化や情報化社会の進展、環境との共生や快適な省エネ住宅普及の流れを踏まえ、豊かなコミュニティとエネルギー効率を向上させた環境にやさしい、新しいまちづくりのモデルとなる市街地の形成を図ります。
- 継 ● 公共公益施設や商業、医療など生活利便施設の集約拠点への立地、交通拠点への居住の誘導、複合的な土地利用などを行うことにより、地球環境の保全や低炭素などに配慮したまちづくりを検討します。

④ 緑や農と調和する住宅地

- 継 ● 樹林地などが残された緑豊かな環境をもつ住宅地においては、地域住民との協働による緑地の保全に努めるとともに、風致地区制度の活用による緑の維持などにより、住環境と緑地環境の調和がとれた市街地の形成を図ります。
- 継 ● 農地が多く残された住宅地においては農地の保全に努め、身近な緑地として活用するとともに、計画的な土地利用の誘導に努め、住環境と農空間が調和した市街地の形成を図ります。



農地が多く残された住宅地

2) 商業地の形成方針

① 中心商業地

- 変 ● 船橋駅周辺については、広域的な商業機能などの集積を高め、土地利用の高度化や複合化などにより、個性と魅力あふれる中心拠点商業地としての活性化を図ります。
- 変 ● 津田沼駅、西船橋駅、北習志野駅周辺の商業地においては、駅のターミナル機能と一体となった商業機能などの強化により、商業をはじめとする各種地域サービスをおこなう中心拠点商業地としての形成を図ります。



船橋駅周辺

② 商業地

- 変 ● 東船橋駅、下総中山駅及び京成中山駅、船橋日大前駅、馬込沢駅、塚田駅、新船橋駅、薬円台駅、習志野駅、高根公団駅、三咲駅、二和向台駅、小室駅周辺の商業地においては、各々の駅の性格や商業地の特性に応じ、地域拠点商業地としての形成を図ります。
- 変 ● 南船橋駅周辺は、地域が一体となる臨海部の玄関口として、周辺環境と調和を図りつつ、地域拠点商業地の形成や憩いと賑わいを提供します。
- 変 ● 飯山満駅周辺は、商業的土地利用の誘導により生活拠点としての形成を図ります。
- 変 ● その他の駅周辺については、鉄道駅へのアクセスの向上を図るとともに、地域住民の日常生活を支える生活拠点として、身近な生活サービスなどの機能を地域に応じて維持、誘導します。
- 変 ● 臨海部は、船橋駅周辺との交通ネットワークを強化し、施設間連携や回遊性の向上を図り、魅力あふれる商業地の形成を促進します。

3) 工業地の形成方針

- 変 ● 臨海部においては、谷津船橋インターチェンジ開通に伴う土地利用動向、交通流動の変化及び操業の安定を考慮し、付加価値の高い土地利用への見直しを検討します。
- 継 ● 内陸部の既成市街地の工業地については、既存工場の操業環境の確保・維持に努め、環境に配慮した都市型工場への誘導を図るとともに、大規模な土地利用転換がおこなわれる場合は、周辺環境との調和が図られるように適切に対処します。



臨海部の工業団地

【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

4) 緑地・農地・集落地の方針

① 緑地・農地・集落地

- 変 ● 市街化調整区域内の農地については、都市に近接した立地特性を活かした新鮮な食料供給をおこなう生産基地として、農地の保全と農業基盤の整備などによる農業の振興を図ります。
- 新 ● 農地の減少や休耕地の増加防止のため、新たな担い手による農地の維持の方策を検討し、農地の利用を促進します。
- 継 ● 市街化区域内の農地については、緑地としての機能の保全、集約・整序化などにより、適正な土地利用の実現を図ります。
- 変 ● 生産緑地制度の適正運用による、農地の保全を図るとともに、多様な主体による活用、緑地化等を検討します。また、必要に応じて計画的・段階的な市街地形成との調和を図ります。



谷津田と斜面林



生産緑地

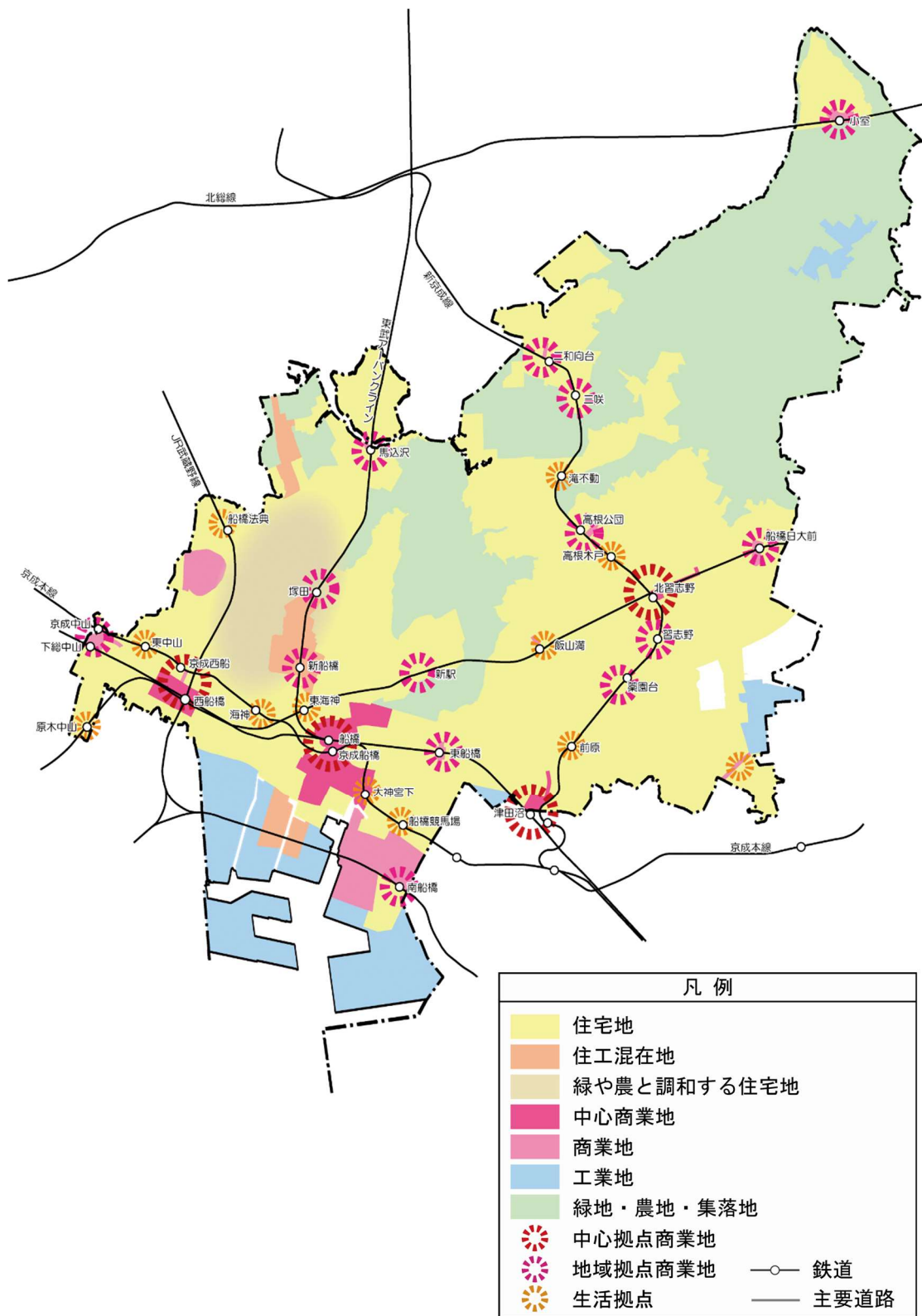
- 継 ● 生産緑地の追加指定により一団化や整形化を進め、生産の場としての機能充実を図るとともに、緑地的・防災的機能を有する空間としての活用を進めます。
- 継 ● 中央部の市街化調整区域については、都市の中の身近で貴重な緑地空間として、自然的・農業的土地利用と、計画的な整備や開発行為などによる都市的土地利用が調和した、身近で「緑」と「農」にふれあえるまちづくりを検討します。
- 継 ● 北部の市街化調整区域については、良好な農地が広がる都市型農業の展開を基本とし、長い間に培われてきた良好な農村集落や樹林地などの自然環境などを保全するとともに、必要に応じて生活環境の改善を図ります。
- 変 ● 適正な立地に誘導するため、市街化区域縁辺の市街化調整区域では、計画的な市街地形成を目的とする地区計画を定めた地区に限り、まちづくりを推進します。

② 産業と調和する緑地

- 新 ● 広域交通ネットワークを活かし、自然との調和を考慮しながら、新たな工業地の創出を検討します。

【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

(3) 都市づくりの方針図



凡例	
	住宅地
	住工混在地
	緑や農と調和する住宅地
	中心商業地
	商業地
	工業地
	緑地・農地・集落地
	中心拠点商業地
	地域拠点商業地
	生活拠点
	鉄道
	主要道路

【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

5 都市づくりの方針：市街地整備

(1) 基本的な考え方

多くの都市機能が集積する船橋駅周辺や新たな拠点形成を図る市街地等では、計画的な整備を進め、個性豊かで魅力ある拠点の形成を図ります。

既成市街地等では、地区特性に応じた手法を選択して、安全性を備えた良好な環境形成を図ります。

周辺の環境に配慮しつつ、広域ネットワークを活かした産業・経済活性化を図る産業地の形成を図ります。

(2) 都市づくりの方針

1) 中心市街地、既成市街地の再構築

- 継 ● 中心市街地においては、市街地の再構築とあわせた道路などの都市基盤の整備推進を図ります。また、船橋中心部にふさわしい生活（福祉・教育・文化）、交流、商業などの機能充実を図るとともに、中高層の都市型住宅と立体化・複合化することにより、昼間のにぎわいのみならず、夜間も安心して歩ける市街地の形成を図ります。
- 継 ● 道路の幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地においては、地域住民の意見を反映させつつ、地区計画制度などの各種整備手法を活用しながら、緊急車両も通れるような道路の拡幅や行き止まりの解消、広場の整備などをおこなうことにより、安全で良好な市街地環境の形成を図ります。
- 継 ● 住宅と工場が混在した市街地においては、敷地の緑化、建築物の配置や設備の工夫などにより、双方の土地利用の共存を図りながら住環境の向上を図ります。まとまった土地利用転換が発生する場合には、地区内の特性に応じ住環境と周辺工場の操業環境の調和に努め、地区計画制度の活用などにより、地域の実情やニーズに合わせたきめ細かなまちづくりを推進します。
- 継 ● 緑豊かな環境をもつ住宅地や計画的に開発された住宅地などでは、地区計画制度など各種制度を活用し、地域住民と協働しながら、良好な住環境の維持・保全を図ります。
- 継 ● 住宅の中に農地が介在する市街地においては、農地の集約・整序と計画的な保全あるいは開発の誘導などにより、秩序ある市街地の形成を図ります。
- 継 ● 都市機能の更新や建築物の建て替えの機会を捉えた集約化によるエネルギー利用の効率化、及び老朽建築物の建て替え促進による省エネルギー型の建築物の普及推進などを検討します。

【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

- 新** ● 空家が増加している市街地においては、生活環境の悪化を防ぐため、空家化の予防や空家等の利活用、管理不全の空家の防止・解消などの空家対策を行います。

2) 新市街地の形成

- 変** ● 現在進められている飯山満地区の市街地整備を推進し、今後求められる安全・安心な居住地形成や新しいライフスタイルへの対応と、多様な居住者層の住宅需要を満たすよう、魅力があり、質の高い新市街地の形成を図ります。
- 変** ● 海老川上流地区においては医療センター移転や新駅誘致を核とした土地区画整理事業と地区計画等により新市街地の形成を図ります。
- 新** ● 南船橋駅周辺については、地域拠点及び臨海部の玄関口として拠点形成を図るとともに、官民連携により臨海部エリアの賑わい創出や回遊性の向上を図ります。



飯山満地区

3) 住宅団地の再生

- 継** ● 習志野台団地、若松二丁目団地など、老朽化した住宅団地の建て替えが、実施あるいは予定されているものについては、今後の住宅需要の動向を十分に見極め、新しい時代の要請に応えられる住宅地としての更新を図るため、周辺地域のまちづくりを考慮した再整備を促進します。



大規模な住宅団地

4) 新たな工業地の検討

- 新** ● 広域交通ネットワークを活かした産業拠点の形成に向けて、既存農業や自然環境への影響等に配慮しながら、新たな工業地の創出を検討します。

6 都市づくりの方針：交通体系

(1) 基本的な考え方

社会情勢が変化する中でも、便利で住みよい都市づくりを推進するため、優れた公共交通ネットワークの維持・充実や、公共交通相互の利便性向上を図ります。

誰もが地域で自立して生活できる都市づくりのため、人と車、人と自転車が共存できる基盤整備を進めます。

市外・県外と本市を結ぶ広域的なネットワークと市内ネットワークを円滑に結び、にぎわいづくり・魅力づくりにつなげていくとともに、市民の日常生活や多様な活動を支えるため、段階構成により計画的にネットワーク化された市内道路網を形成します。

(2) 都市づくりの方針

1) 道路の方針

① 広域幹線道路の整備

- 新** ● 広域連携機能をさらに高めるための道路整備について、国や県と連携を図りながら検討を行います。
- 新** ● 広域幹線道路へのアクセス強化やインターチェンジ周辺の渋滞解消に向けた交差点改良等を国や県に要請します。

② 幹線道路の整備

- 変** ● 通過交通を円滑に処理し、市内の交通混雑を緩和するため、周辺都市を連絡する東西方向、南北方向及び環状路などの幹線道路の整備を国や県に要請します。



幹線道路の整備
(都市計画道路 3・4・11 号線)

③ 地域幹線道路の整備

- 変** ● 幹線道路へ円滑にアクセスするため、地域幹線道路の整備を推進します。

④ 生活道路の整備

- 変** ● 生活道路については、道路利用者の安全性の向上を図るため、警察と連携し交通安全対策を推進します。
- 継** ● 住宅が密集し、道路幅員の狭い地区においては、地区計画制度などの各種整備手法により、道路空間の確保を誘導します。

【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

⑤ 環境に配慮した道路整備

- 変** ● 道路環境の向上を図るため、街路樹の設置などを進めます。

2) 歩行者・自転車利用環境の方針

① 歩行者・自転車ネットワークの整備

- 継** ● 船橋駅周辺を回遊することのできる歩行空間の形成や、ウインドウショッピングを楽しめる商店街の道づくり、臨海部の海辺の道づくりなど、地域や地区の特性を活かした人にやさしいネットワークづくりを推進します。
- 継** ● 歩行者が安心して利用できるよう、カラー舗装やガードレールなどの交通安全施設の設置に努めます。
- 変** ● 計画的に開発された住宅地や団地など道路が整った住宅地や、安全な通行を確保するために緊急に対策を講ずる必要がある地区においては、交通規制や車がスピードを出しにくい道路構造への改良などの様々な施策を推進することにより、地区内の交通事故抑止に努めます。
- 変** ● 自転車利用の多い地域、自転車事故の多い地域、自転車走行環境の確保が必要な地域は、計画的に安全な自転車走行環境を整備します。



回遊することのできる歩行空間の整備イメージ（山口横丁）



自転車走行環境の整備

② 駐車場・駐輪場の整備

- 変** ● 放置自転車等のない歩行空間を確保するため、公共と民間の連携・協力による需要に応じた駐輪場の確保や放置自転車対策の強化を図ります。
- 変** ● 交通の集中する駅前などでは、必要に応じて駐車施設の附置等に関する条例の適用地区への追加検討などによる計画的な駐車場整備の促進と既存駐車場の有効利用を図ります。



駐輪場整備イメージ（西船橋駅第10駐輪場）

【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

3) 公共交通の方針

① 鉄道利用環境の整備

- 変 ● バスとの連絡、タクシーや一般車両との連絡、自転車や歩行者との連絡など、各鉄道駅の性格に応じ、駅前広場の整備や歩行空間を確保するなど、交通結節機能の強化を図ります。
- 変 ● 駅へのアクセスのための道路の整備などにより、既存の鉄道駅における連絡性を改善し、鉄道の利便性の高いまちづくりを推進します。
- 変 ● 海老川上流地区への東葉高速線の新駅設置について、土地区画整理事業の進捗に合わせた誘致を図ります。
- 継 ● 踏切の拡幅などにより道路と鉄道の交差部分の安全性を高めるとともに、交通渋滞の緩和を図ります。



駅前広場の整備（西船橋北口広場）

② バス網の再編

- 継 ● 道路網の整備や交通結節点の整備とあわせて、市民ニーズに応じた多様なバス網の再編成を図り、公共交通の利便性の高いまちづくりを推進します。
- 変 ● バスの定時制を確保し、運行を円滑なものにするため、道路拡幅、交差点改良、バスベイの設置などを行い、走行環境の改善を図ります。



交通不便地域の解消（田喜野井地区）

③ 公共交通不便地域の対応

- 変 ● 公共交通不便地域では、地域のニーズに対応した新たな公共交通サービスの導入について調査・検討をおこないます。

4) 交通需要マネジメントの方針

- 変 ● 渋滞緩和のため、需要予測信号制御等の高度な信号制御について、交通管理者の千葉県警察に要請します。
- 変 ● パソコンや情報端末向けのホームページ等で、空き状況を確認できる、駐車場への誘導・案内システムの利用を促進します。
- 変 ● 環境負荷低減に向けて公共交通の利用促進を図るため、利用環境の改善や公共交通利用促進に資するサービスの向上を図ります。

【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

(3) 都市づくりの方針図



凡 例	
	自動車専用道路
	国・県道
	都市計画道路
	鉄道・駅

【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

7 都市づくりの方針：水と緑の環境づくり

(1) 基本的な考え方

健全な水循環の再生により、水質が保全され、快適な生活環境を有する都市づくりを行います。

公園・緑地の充実により都市環境の保全を図り、災害に強い都市づくりを行います。

地域の特性を活かした施設・公園の整備により、市民にとって魅力的な都市づくりを行います。

(2) 都市づくりの方針

1) 水と緑の軸の形成

- 変 ● まちに個性とやすらぎをもたらす、豊かな自然環境を活かした自然環境軸の形成を図ります。
- 変 ● 地域の特色である斜面緑地や社寺林・屋敷林などの樹林地、豊かな湧水、身近な農地、魚や小動物が棲み多様な自然の源となる河川、眺めを楽しめ憩いとうるおいの場となる海辺、地域の人々に親しまれている公園などを活かし、これらを相互に結んだ『南部海老川環境軸』並びに『北部アンデルセン環境軸』からなる南北方向の環境の骨格となる環境軸の形成を図ります。
- 変 ● 旧海岸段丘上に残る樹林地などの貴重な緑の保全と、新たな緑の創造により、東西方向の緑の連なり骨格となる『緑の東西軸』の形成を図ります。

2) 水辺の環境づくり

- 継 ● 臨海部は、市民相互のふれあい・交流の場や、環境への負荷が少ない産業と都市活動の場であることを基本認識とし、海辺の環境に配慮し、だれもが海を見、楽しみ、ふれあえる、憩いとうるおいのウォーターフロントの形成を検討します。
- 継 ● 船橋港親水公園やふなばし三番瀬海浜公園の利活用を図るとともに、親しみとうるおいのある水際線の回遊性の創出や海辺と内陸部を結ぶ水と緑のネットワークの形成を検討します。



ふなばし三番瀬海浜公園

- 継 ● 洪水を防ぎ、安心して暮らせるように、治水施設の整備を推進するとともに、水質の監視、流域の排水に対する規制などにより水質を改善し、水と親しめるような河川整備の推進を図ります。
- 継 ● 河川の拠点整備及び調節池・調整池の多目的利用を進め、市民が生き物に身近にふれることのできる親水空間の確保を図ります。
- 継 ● 多自然川づくりなど、生物多様性の確保にも配慮した水辺づくりの推進など、動植物の生息・生育環境を考慮して、樹林地・湿地などの要素を有機的につないだ生態系ネットワークの形成を図るとともに、点在する公共施設などを結ぶことで、自然環境に親しめる回遊性の高い水と緑のネットワークの形成を図ります。



谷津幹線



緑のネットワーク

3) 水環境の保全

- 変 ● 河川排水管路改修、公共下水道の整備、雨水浸透施設の設置、公園・緑地の整備と保全、環境用水容量の確保、多自然川づくりなどにより、健全な水循環系の再生を図ります。
- 変 ● 海や河川などの公共水域の水質の保全及び衛生的で快適な都市を目指し、環境への負荷低減に配慮した汚水の処理を図るなど、適正な計画に基づく公共下水道の整備を推進します。
- 新 ● 老朽化の進んだ公共下水道施設及び河川排水管路等について、コスト縮減を考慮した計画的な維持管理を推進します。



駒込川整備イメージ



高瀬下水処理場

【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

4) 緑の環境づくり

① やすらぎのある公園づくり

- 継** ● 都市全体の緑豊かな環境拠点であり、多様なレクリエーション活動の場ともなるシンボリックな公園や、避難場所となる防災公園の整備を図ります。また、地域のコミュニティ形成の活動拠点ともなる身近な公園の整備に努め公園が充実したまちづくりを推進します。
- 継** ● 高齢者や障害のある人等の利用に配慮するなど利用者のニーズに対応するとともに、里山をイメージした緑地の活用、花や植生を活かした公園づくりや既設公園の改修をおこなうことにより、地域の特性を活かした公園の充実を図ります。
- 継** ● 市街地内の農地などを活用した借地方式、下水道施設や調節池・調整池の多目的利用を検討するなど、多様な方策による公園づくりを進めます。



ふなばしアンデルセン公園



既存公園の改修（若松公園）

② 保全と新たな創出による緑の都市づくり

- 継** ● 良好な植生をもつ樹林地、由緒ある社寺境内地や河川敷、市民が利用できる農園などを結び、自然やふるさどが感じられる水と緑のネットワークの形成を図るとともに、動植物の生息環境の保全に努めます。
- 変** ● 市街地では、公共施設や民有地の緑化、建築物の壁面や屋上の緑化、駅前など都市のシンボルとなる地区での重点的な緑化の推進、景観木や街路樹、生け垣などの積極的な整備などにより、緑の創出を促進します。また、斜面緑地、地域のシンボルとなるような樹木などの保全に努めます。
- 変** ● 植物の特性に応じた緑の保全、適切な緑の維持・管理に努めます。また、緑に関わる助成や、協力体制の充実、ボランティア活動の推進など、総合的な緑の保全と育成のための施策の展開を検討します。

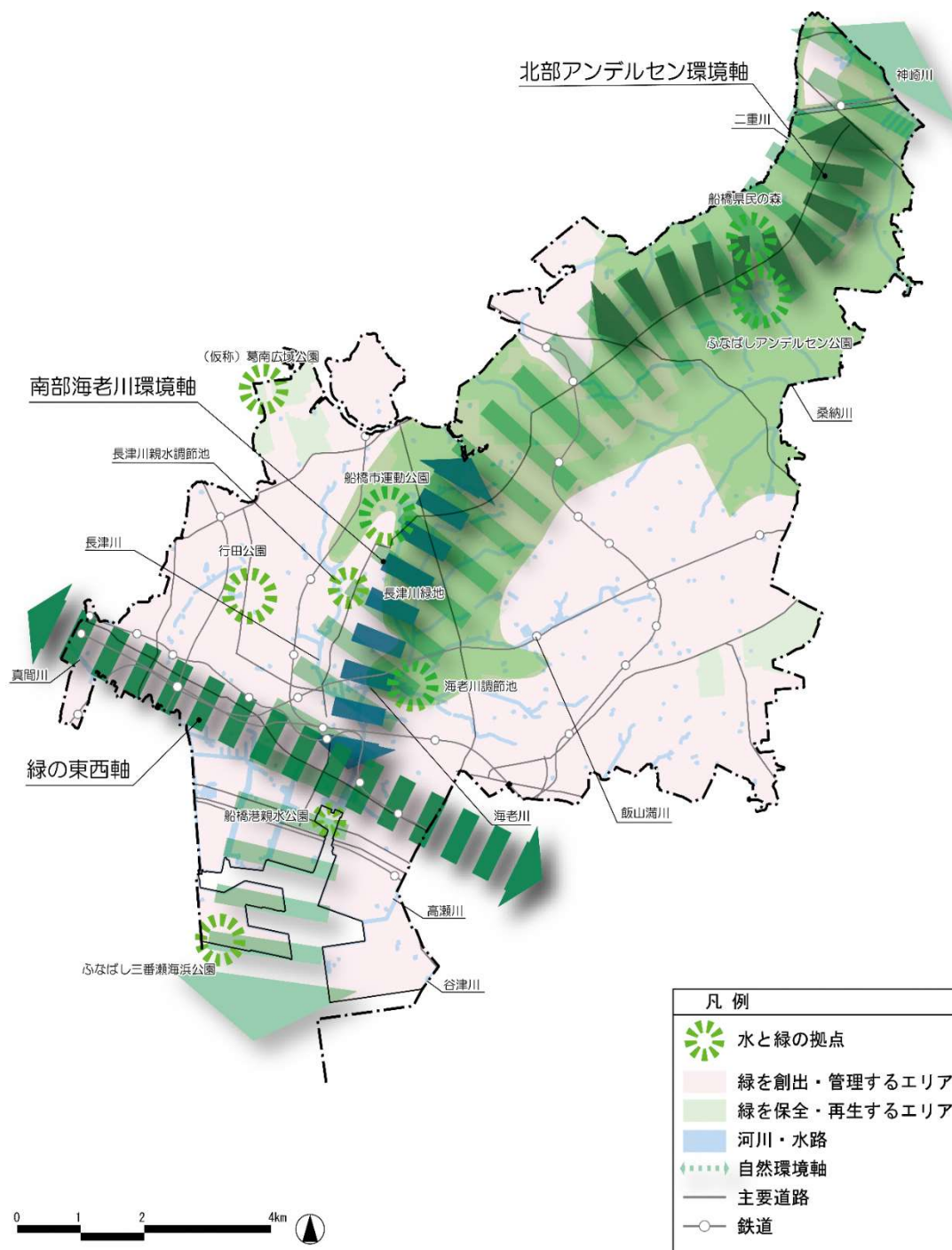


緑のネットワーク



民有地の緑化

(3) 都市づくりの方針図



【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

8 都市づくりの方針：景観づくり

(1) 基本的な考え方

駅周辺や鉄道沿線等の人が集まる地域は、個性的でにぎわいのある景観を形成します。

周辺の自然環境や居住環境に配慮した良好な市街地景観の形成により、快適な都市環境を実現します。

河川や海・緑等からなる自然景観や歴史的な雰囲気を感じさせる景観は、市を印象付ける資源として保全・活用します。

(2) 都市づくりの方針

1) 良好な景観形成の推進

- 継**
- 良好な景観を保全・形成するため、景観に影響のある一定規模以上の建築物の建築などに対し、届出・勧告を基本とする緩やかな規制・誘導を図るとともに、景観地区や景観形成重点区域、景観重要建造物・樹木などの指定を検討します。

2) 自然・田園系景観の保全・活用

- 継**
- 緑豊かで落ち着いた農村風景や、広がりのある空と海を望む臨海部の景観など、船橋市の景観を代表する、水と緑の景観の保全と形成を図ります。



谷津田と斜面林



三番瀬

3) 歴史や地域の文化を生かした景観の形成

- 変** ● 景観上重要な建造物や地域のシンボルとなっている樹木、並木などを地域の誇りや個性として維持・保全し、これらと調和した都市の景観を形成します。
- 変** ● 船橋駅周辺や下総中山駅周辺などにおける特徴ある歴史的景観の保全と、現代的に演出された良好な景観の形成を促進します。
- 継** ● 街道沿いの街並みや、みなと町の面影、ふるさと感じさせる農村風景など、地域固有の特徴あるたたずまいを保全・活用し、個性豊かで愛される景観づくりを促進します。
- 継** ● 公民館や駅舎などの公共公益施設や、バス停、駐車場、駐輪場などの交通施設を地域の個性を反映したデザインとし、個性ある地域密着型の景観づくりを推進します。



本町通りの歴史的な建造物



みなと町の面影を伝える景観

4) 新しい景観の創出

- 継** ● 土地区画整理事業がおこなわれている地区や、新しく生まれ変わりつつある住宅団地などでは、地区の特性に応じたデザインの統一などを図るとともに、既存の緑をできるだけ保全しつつ、緑豊かなゆとりある街並みの形成を推進します。

5) 景観の改善

- 継** ● 市街地の景観木、街路樹、公共用地などの植栽、生け垣などにより、緑豊かな景観づくりを推進します。
- 継** ● 駅周辺については、地域特性を活かした魅力的な拠点となるよう、違反広告物の指導や撤去、電線の地中化など地域の状況に応じた手法により景観の改善を図ります。



電線の地中化（船橋駅周辺）

【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

9 都市づくりの方針：防災まちづくり

(1) 基本的な考え方

災害リスクのある箇所における適切な土地利用、円滑な初動活動や避難が可能な空間の確保・充実を推進します。

災害に強い人、組織・地域の育成を促進するとともに、地域のつながりに支えられた犯罪を抑止する都市づくりを推進します。

各種災害の発生に備え、建物や都市基盤の整備、更新を実施し、災害に強い都市づくりを推進します。

(2) 都市づくりの方針

1) 災害に強い都市づくり

① 都市の不燃化、耐震化のさらなる推進

- 変 ● 道路の幅員が狭く、木造の建築物が密集した市街地においては、道路・広場などの都市基盤の整備を推進するとともに、まちの抱える危険性や初期消火活動の重要性の周知や、現行の建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)に基づく耐震性を満たさない建築物の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりを進めます。
- 継 ● 火災時の延焼防止機能をもつ、公園や広場などのオープンスペースの確保や、延焼遮断帯となる道路の整備など、安心して暮らせるまちづくりを進めます。



広域避難所（法典公園）



一次避難所、宿泊可能避難所（総合体育館）

② 防災関連施設の耐震化、防災機能の強化

- 変 ● 公共公益施設等については、長寿命化及び耐震性の確保に努めます。

【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

③ 土砂・津波災害、液状化施策の推進

- 継**
- がけ地などの崩壊危険箇所などの安全対策や、よう壁の倒壊防止のための指導・誘導に努めるとともに、地形や地質などを考慮した上で、地震発生時の津波や地盤の液状化への対策を行います。



急傾斜地の崩壊対策

④ 水害の軽減施策の推進

- 継**
- 大雨による水害を防止するため、浸水被害の実績があるなど緊急性の高い地域において、河川・下水道などの計画的かつ効率的な浸水対策を推進します。
- 継**
- 雨水流出を抑制するため、透水性舗装の推進や貯留浸透施設の整備を図ります。
- 新**
- 高潮・津波による被害を防ぐため、海岸保全施設の老朽化対策及び耐震化を促進します。

2) 災害時適切に対応できる都市づくり

① 避難路・緊急輸送路

- 変**
- 避難路、緊急輸送路としての機能をもつ道路を整備するとともに、寸断された場合の代替路の確保に努めます。また、誰もが災害時に、円滑な避難行動や防災活動ができるように、日常から互いの協力し合えるコミュニティづくりを促進します。
- 新**
- 適切な避難施設を指定し、災害時に迅速な避難行動がとれるよう誘導看板等の整備を進めます。



避難場所の誘導看板

② 防災拠点等

- 変**
- 災害発生時に市民の生命を守るため、地域ごとに消防団器庫、耐震性貯水槽や耐震性井戸、備蓄倉庫、防災無線などを備えた防災拠点の維持更新を図ります。
- 新**
- 建築物や避難施設における太陽光発電設備や蓄電池の設置を促進し、災害時にも電力を確保できるまちづくりを進めます。



防災備蓄センター

【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

3) 早期に復旧・復興できる都市づくり

- 継** ● 災害後は、市民生活再建のため、速やかに復興活動がおこなえるように、市民参加による復興計画づくりを進めます。

4) 犯罪の起きにくい都市づくり

- 新** ● 夜間の通行安全を目的として、周辺環境に配慮した防犯灯や街路灯の設置を推進します。
- 新** ● 地域住民とともに防犯の観点からまちの問題点を確認し、対策を考え安心して暮らせるまちづくりを推進します。



市道の道路街路灯、道路照明灯

10 都市づくりの方針：福祉のまちづくり

(1) 基本的な考え方

便利な日常生活を過ごすために、地域特性を踏まえ、医療・福祉等の都市機能を整備します。

年齢や障害、国籍などにとらわれず、誰もが活動しやすく、安全かつ快適に過ごせる環境を整備、創出します。

(2) 都市づくりの方針

1) 便利な日常生活を支える施設の整備

- 変 ● 高齢者や障害のある人等が、家庭や地域でいつまでも暮らし続けられるために必要となる施設の適正配置を誘導し、福祉や医療などの施設が利用しやすくなるよう努めます。
- 変 ● 女性の就業率が上昇を続ける中、今後も増加が見込まれる共働き子育て世帯をはじめ、誰もが安心して働きながら子育てできるように、子育て支援施設の整備・充実に努めます。
- 継 ● 子どもたちが健やかに伸び伸びと成長できるように、様々な体験や学習・遊びの場を提供する施設や、自然とふれあえる場の創出を図ります。



坪井児童ホーム

2) 誰もが早く過ごせる環境の整備、創出

- 新 ● 住み替えや継続居住に係るサービス等が一体的に提供され、住宅確保要配慮者が安心して暮らすことができるよう、住宅セーフティネットの充実に努めます。
- 変 ● だれもが安心して住み続けられるように、住宅のバリアフリー化の促進、高齢者や障害のある人等に向けた住宅の供給促進などを進めます。



スロープ設置等のバリアフリー化

【方針の凡例】 新：新規 変：変更 継：継続

- 駅や公共施設など、多くの人を訪れる場所や施設では、段差の解消やエレベーター、エスカレーター、点字表示による案内標識の設置など、高齢者や障害のある人などを含むだれもが使いやすいように整備・誘導します。



内方線付き点状ブロック

- 車いすが利用しやすいように、低床バスの導入など、公共交通機関のバリアフリーを促進します。

- 歩道と車道の段差を少なくし、車いすなどの通行に配慮した歩行空間を確保するとともに、視覚障害者誘導用ブロックや音声案内信号機の設置など、バリアフリーの道づくりを推進します。

- 高齢者や障害のある人などが気軽に安心して利用できる、水と緑のあるうるおいとやすらぎの場づくり・空間づくりに努めます。

- 高齢者や障害のある人などの生きがいづくり、世代を超えた仲間づくりなど、気軽に参加し、交流できる場の提供により、やさしく豊かなコミュニティの形成に努めます。



道路標識の英語表記

- 外国語表示の案内板などを設置し、外国人も安心して暮らせる居住環境づくりを図ります。